

9月1日(日)

根室市議会議員選挙の投票日です。

根室市で投票できる方は



根室市で投票できる方は、平成5年9月2日までに生まれ、平成25年5月24日までに根室市に転入届出（住民登録）をし、引き続き根室市に住んでいる方です。

投票所入場券を忘れずに

投票所入場券は8月下旬に、はがきで郵送いたします。両面の左

大事な投票、忘れずに!



下からはがすと、一枚で2人分までの入場券になっていますので、切り離して投票所にお持ちください。投票所入場券には投票所名が記載されています。投票所は、住所によって区分されていますので、指定の投票所で投票してください。なお、投票所の場所が不明の場合には、選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票入場券の開け方

投票所、入場券をご確認の上、家族そろって投票所へ行きましょう!



表側と裏側の左下から開けてください

切り離して投票所へ

投票日時は

投票日は、9月1日(日)で、投票時間は午前7時から午後8時までです。



【問合先】
根室市
選挙管理委員会事務局
TEL 0153(23)6111番
内線2355・2357

期日前投票をご利用下さい

投票日当日、仕事や旅行などで投票所で投票ができない方は、期日前投票ができます。

【期日前投票所】

市役所一階ロビー

【期日前投票のできる期間】

8月26日(月)～8月31日(土)
午前8時30分～午後8時

【必要なもの】

期日前投票宣誓書（投票所入場券の裏面）



不在者投票と郵便等投票

不在者投票とは

指定された病院、施設等の入院または入所中の方がその病院、施設等内で投票する方法と、他市町村に滞在中の方が滞在先の選挙管

理委員会にて投票する方法があります（事前に選挙管理委員会に、ご自分で投票用紙等の請求することが必要です）。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等投票とは

身体に重い障害があつて投票に行けない方が、自宅などから郵送で投票する制度です。

根室市の選挙人名簿に登録されている方で、左表のいずれかの障害等級の身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を交付されている方が利用できます。

また、郵便等投票の対象となります。

郵便等投票ができる方

身体障害者手帳	
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級か2級
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級か3級
免疫の障がい	1～3級
戦傷病者手帳	
両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	要介護5

代理記載制度

代理記載制度該当要件	
身体障害者手帳の交付を受けている方	上肢または視覚の障がいの程度が1級
戦傷病者手帳の交付を受けている方	上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症まで



方で、上肢または視覚の障害の程度が1級の身体障害者手帳の交付を受けていて、ご自分で書くことができない方は、届け出をすることにより、代理記載制度を利用できます。

郵便等投票制度を利用する場合には、あらかじめ、この制度を利用できることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所・投票場所等の変更

投票所・投票場所等が昨年12年に執行された衆議選及び7月に執行された参議選から左記のとおり変わっておりますので、ご注意ください。

【投票所の変更】

- とうよう保育所 ↓ 光洋団地集会所
- 旧和田小学校 ↓ 農業会館
- 【投票所名の変更】
- 温根元小学校 ↓ 旧温根元小学校
- 昭和児童会館 ↓ 福祉交流館

9月1日(日)に即日開票

【開票場所・時間】

■ 青少年センター
午後9時30分開始

